

《目次》

| | |
|------------------------------|------|
| 0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について..... | 0- 1 |
|------------------------------|------|

0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について

《平成 25 年 11 月 変更》

銚子市の県境から館山市洲崎までの海岸は、平成 15 年 8 月に定めた「千葉東沿岸海岸保全基本計画」（以下「本計画」という。）に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じたため、津波対策に特にポイントを置き本計画を変更するものである。

なお、九十九里浜ゾーンは、平成 24 年 5 月 22 日に先行して、計画変更を行なっていることから、今回はそれを除く、銚子半島ゾーンから館山・白浜ゾーンまでの東沿岸全域における津波防護を取り入れた計画変更を行った。

《平成 28 年 9 月 変更》

大規模な津波、高潮等に備える海岸における防災・減災対策の強化、海岸保全施設の老朽化への早急な対策などの必要性の高まりを背景に、平成 26 年 6 月に海岸法の一部が改正され、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加された。

さらに、平成 26 年 12 月に改定された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針が変更されたことから、計画変更を行うものである。